

第2章 労使紛争の調整

第1節 労使紛争調整の概況

特定独立行政法人等の平成25年中の調整事件数は、農林水産消費安全技術センターから3月29日に調停申請された平成23年人事院勧告に係る給与減額調整の実施に関する調停事件1件のみであり、同事件は、取下げにより終了した。

農林水産消費安全技術センターは、国からの交付金で経営を成り立たせている独立行政法人として、国からの要請を踏まえて、国と同等の給与水準とするため、平成23年度支給分に係る民間給与との較差相当分の調整に相当する減額支給として、平成25年6月期又は12月期の期末手当の額で減額調整を行うことを求めて、中労委に調停申請した。

調停において、調停委員長は、自主交渉の余地があるとして労使双方に再度交渉するよう要請した。これを受け再開された交渉の中で、法人側は調停申請事項となっている当初提案を取り下げ、組合に新たな提案を行った。その結果、新提案をもとに引き続き労使交渉を行っていくこととなり、法人側は調停申請を取り下げる、本事件は終了した。

なお、全印刷局労働組合及び全造幣労働組合の平成25年度新賃金については、それぞれ3月4日及び3月14日に「賃金水準の維持・改善」を求める要求書を提出し、各当局との間で団体交渉が行われた。国立印刷局は7月19日に、造幣局は7月25日にそれぞれ「現行協約に基づき対処する」（ベースアップなし、定昇のみ）旨の回答を行い、両組合ともこれを了承したため、平成23年度以降、3年連続での自主交渉による決着となった。